

山梨県公報

号外第五十九号

平成十五年

十月十日

金 曜 日

目 次

条 例

地方自治法第八條第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例……………二

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例……………二

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………二

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例……………四

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例……………四

条例のあらまし

地方自治法第八條第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(市町村課)

1 市町村の合併を促進するため、町の区域の全部を含む区域をもって町を設置する処分のうち市町村の合併の特例に関する法律第二條第一項の市町村の合併に係るものについては、平成十七年三月三十一日までに合併が行われる場合に限り、町としての要件のいずれかを備えていない場合であっても、これを備えているものとみなすこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例(条例第四十九号)(道路維持課)

1 道路占用料の減免対象の規定を、次のとおり改正することとした。

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の施行に伴う規定の整備を行うこととした。

(二) ガス事業法の一部改正に伴う規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十号)(企業局総務課)

1 丘の公園の効果的かつ効率的な管理を図り、住民サービスの向上に資するため、次のとおり指定管理者制度及び利用料金金を導入することとした。

(一) 指定管理者制度
地方自治法の規定に基づき、管理者が指定する者(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の所要の事項を定めることとした。

(2)(1) 指定管理者が行わせる業務の範囲
指定管理者の指定の手続
指定管理者の選定基準
指定管理者が行う管理の基準

(二) 利用料金金制
利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

(2)(1) 利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、管理者の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

(三) その他
利用の承認等の規定を整備することとした。

(2)(1) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、1(三)(2)については、公布の日から施行することとした。

山梨県学校職員給与と条例等の一部を改正する条例(条例第五十一号)(教育庁福利給与課)

1 教育公務員特例法の一部改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うこととした。

(一) 山梨県学校職員給与と条例
(二) 山梨県職員の退職手当に関する条例
(三) 山梨県教育委員会職員等定数条例

2 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法の一部改正に伴い、山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十二号)(警察本部警備第二課)

1 ガス事業法等の一部改正に伴い、適用除外とする電気事業及びガス事業の根拠条文について規定の整備を行うこととした。

条 例

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十八号

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例（昭和二十三年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（町としての要件の特例）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき町の区域の全部を含む区域をもって町を設置する処分のうち市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）（第二条第一項の市町村の合併（以下この項において「市町村の合併」という。）に係るものについては、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体がこの条例の本則に定める要件のいずれかを備えていない場合であっても、この条例の本則に定める要件を備えているものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十九号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例

山梨県道路法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中、「日本鉄道建設公団」を、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

機構」に改め、同条第六号中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条第六号の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十三条とする。

第六条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。

（利用の承認等）

第六条 別表第一第三号に規定する丘の公園（以下「丘の公園」という。）の施設（同号に規定する芝生広場及び休憩施設を除く。）を利用しようとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないことができる。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 その他管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者（別表第一第三号に規定する多目的広場の利用の承認を受けた者を除く。第十一条において「利用者」という。）は、同条第二項の規定により定められた額の利用料金を納付しなければならない。

（利用の制限）

第七条 管理者は、丘の公園の施設を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは制限することができる。

（指定管理者及びその業務の範囲）

第八条 管理者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二項の規定により、管理者が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に丘の公園の管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用の承認に関すること。
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関すること。
- 三 その他管理に関し管理者が必要と認める業務

（指定の手続）

第九条 指定管理者となることを希望する者は、申出書に管理者が示す丘の公園の管理の条件、業務の内容等に従い作成した事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他管理者が定める書類を添付して、管理者が定める期日までに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、最も効果的かつ効率的な管理を実施できると認められるものを選定するものとする。

- 一 事業計画が適切なものであること。
- 二 前号の事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

（管理の基準）

第十条 丘の公園の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 利用の承認等は、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定の例により行うこと。

二 休業日及び利用時間は、施設の利用形態等により、管理者の承認を受けて指定管理者が施設ごとに定めること。

三 その他管理者が定める基準
（利用料金）

第十一条 利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、管理者の承認を受けて指定管理者が定める。

3 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰ることができない理由により利用することができなくなつたときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第三号の表を次のように改める。

名称	所在地	施設の種類	面積
丘の公園	北巨摩郡高根町及び大泉村	ゴルフ場、ゴルフ練習場、パターゴルフ場、テニスコート、多目的広場、芝生広場、オートキャンプ場、温泉利用施設及び休憩施設	二四・八五ヘクタール

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第二（第十一条関係）

施設	利用の区分	単位	金額
ゴルフ場	基本利用	一人三〇球	五二五円
	追加利用	三〇球	三一五円
ゴルフ練習場	一般	一人一八ホール	一、二六〇円
	小学生以下	一人一八ホール	六三〇円
テニスコート		一面一時間	二、二〇五円
オートキャンプ場	テントサイト	一区画一泊	六、八二五円
	キャビン	一棟一泊	一、五五〇円
一般		一人一日	二、七〇〇円

温泉利用施設		小学生以下	一人一日	一、三五〇円
利用する場合	入湯目的だけに	一般	一人一日	一、六五〇円
	小学生以下	小学生以下	一人一日	八五〇円

備考 ゴルフ場の利用料金には、グリーンフィーに相当する額のほか、カートフィー、諸経費及びゴルフ場利用税に相当する額を含む。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する経過措置)

2 管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県公営企業の設置等に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第八条第一項及び第九条の規定の例により、丘の公園(改正後の条例別表第一第三号に規定する丘の公園をいう。)の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。この場合において、当該指定の効力は、この条例の施行の日から生ずるものとする。

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十一号

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」の下に、「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十三条第一項」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。
 第十六条第一項第四号中「(昭和二十四年法律第一号)第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。
 第七条第四項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第八条及び第十一条」を「第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項及び第三項」に改める。

第二条第一項中「小学校」を「公立の小学校」に改め、同条第二項中「校長」を「義務教育諸学校等の校長」に改める。

第三条の見出し中「義務教育諸学校等の」を削り、同条第一項中「義務教育諸学校等の」を削り、「山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号。以下「給与条例」という。)別表第二の教育職給料表(二)又は別表第三の教育職給料表(三)の適用を受ける者に限る。第三項及び」を「校長及び教頭を除く。」に改め、「のうちその属する職務の級がこれらの給料表の一級又は二級である者」を削り、同条第三項を削る。

第四条第一号中「給与条例」を「山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)」に改め、同条第三号中「山梨県職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例」を「山梨県職員の懲戒に関する条例」に改め、同条に次の一号を加える。

五 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)

第六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「義務教育諸学校等の」を削り、同条第三項を削る。

(山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会職員等定数条例(平成十四年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成十五年十月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五十二号

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成五年山梨県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中、「第二条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項第九号に規定する電気事業」に、「第二条第五項に規定するガス事業」を「第二条第十項に規定するガス事業」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番